

令和4年度事業報告

3年超に及ぶコロナ禍は、数次の感染拡大とワクチン接種をはじめとする各般の感染予防対策を経て収束に向かいつつある。社会経済活動も徐々に活性化、外国人旅行者の増加や各種イベントの賑わいも目の当たりとする状況である。一方、ウクライナ侵攻以降の燃料資源などあらゆる分野の物価高、不安定な国内外の政治・経済情勢、世界各地で頻発する自然災害、脱炭素社会化に向けたSDGsへの取組みなど課題は山積している。

協会は中期事業計画の最終5年目の当年度、マンション管理適正評価制度（以下「適正評価制度」という。）を令和4年4月より稼働させた。また協会がかねてより要望を重ねてきた既存マンションに対する減税措置が「マンション長寿命化促進税制」として実現。国、地方公共団体の管理計画認定制度と相俟ってマンション管理の永年の課題である「管理の見える化」の実現に向け、エポックメイキングの年度となった。

協会は適正評価制度の目標設定を行い、当年度末1,000件超の登録件数を実現させた。さらなる社会的定着に向け、適正評価制度の適正かつ円滑な運用のためのシステム改良・改善の継続、管理計画認定制度との連携強化、一括申請ワンストップサービスについての利便性の向上・改善、登録の進捗状況の定期的な情報開示を行っていく。また各種リフォーム融資や損害保険といった登録へのインセンティブの実現にも引き続き関係機関と折衝を重ねていく。

中期事業計画の2つのミッションのうち、マンション管理業の成長発展と社会的評価の向上については、適正評価制度の的確な事業展開と周知活動の強化推進のほか、コンプライアンス体制の強化・深耕、防災・減災、コミュニティ形成促進に向けた各般の取組み、管理組合の「マネジメント」サポート機能強化に資する施策としてIT活用・DX推進をも視野に置いた標準管理委託契約書改定への取組み等を行った。

2つ目のミッションである業界従事者の処遇の改善と社会的地位向上の確立については、労働生産性の向上を意識した管理業務品質の維持向上に向けた施策として各般の「業務標準仕様」の整備、区分所有法・マンション管理適正化法などマンション政策のあり方検討会に向けた取組み、管理業務主任者試験・講習など各般の研修のWeb実施、保証受諾証明システムの改良、「マンションイノベーションフォーラム2022」の開催など多岐にわたる事業を展開してきた。

令和4年度事業報告の詳細は以下の通りである。

◎中期事業計画2023-2025を策定

令和4年度が「中期事業計画2018-2022」の最終年度となることを踏まえ、新たな中期事業計画策定に向け掲記2大課題を基とした中長期の課題抽出を行い、論点整理を進め「中期事業計画2023-2025」を策定した。(各委員会)

ミッションI 「マンション管理業の成長発展・社会的評価の向上」に向けた施策

1. マンション管理適正評価制度の的確な事業展開と周知活動の強化推進等

令和4年4月から稼働した適正評価制度及び改正マンション管理適正化法に基づく「管理計画認定制度」の的確な事業展開と広範な普及促進を図った。

(1) 的確な事業展開と周知活動の強化推進（管理適正評価運営委員会）

① 制度の的確な運用

管理評価検討委員会から改組した「管理適正評価運営委員会」の下、登録状況を把握するため、制度開始から3カ年の登録目標数を定めた。

また、評価者の評価登録に係る入力作業時の誤評価の抑制、入力作業の効率化を進め、適正評価制度の的確な運用を進めた。

② 不動産流通市場との連携による情報開示の促進

不動産仲介会社が構築する物件情報ライブラリーに適正評価制度の結果が表示されるよう関係団体と連携を図り、各般の不動産ポータルサイトへの評価結果を表示し、情報開示の促進を図った。

③ 会員会社から管理組合への働きかけの強化促進

適正評価制度により「管理の見える化」が管理組合に認知されるよう、公開までの会員会社の具体的な取組事例を収集し、本部・支部での勉強会にて情報共有することで管理組合に対する働きかけの促進を図った。また、登録状況の推移に関する情報提供を定期的に行うこととした。

④ 地方公共団体からの求めに応じた体制整備

管理計画認定制度を策定した地方公共団体が適正評価制度を活用する場合の問い合わせに対応する体制を整備するとともに、一部の地方公共団体のマンション管理適正化推進計画策定にあたり、同計画及び独自基準の設定に関する意見交換を行った。また、地方公共団体の適正化推進担当者向けの研修会などへの参加を通じて、適正評価制度及びワンストップ申請に関する説明を実施した。

(2) 適正評価制度と管理計画認定制度の改良改善に向けた取り組み

- ① 両制度の定着推進のため、国土交通省及び管理計画認定に関わる関係団体との間で評価基準の解釈についての意見交換を行なった。
- ② 協会独自の保険事故発生状況の情報収集を行い、損害保険会社大手と協力し、管理組合加入損害保険料について管理状態の評価に応じた引受条件の設定等について検討を重ね、順次商品化についての交渉を進めた。
- ③ 中古物件購入時や専有部分リフォーム時の融資条件の優遇措置の創設について国土交通省に要望を行った結果、リフォーム融資について、関係機関との継続協議の運びとなった。
- ④ 民間金融機関及び地方銀行における各般の金融商品の融資条件に、適正評価の結果に応じた優遇措置が適用されるよう本部及び支部協働による働きかけを行った結果、一部金融機関で商品化が実現する運びとなった。
- ⑤ シンクタンク及び学術研究機関と連携し、管理の適正性が市場価値に反映されることの実証研究を開始した。

2. コンプライアンス体制の強化・深耕

① モニタリング制度及びフォローアップ制度の推進

- 1) マンション管理適正化法の遵守状況及び管理組合資金の不正流用等防止のためのコンプライアンス体制等整備状況の確認のため、モニタリング制度に基づく立入調査（通常立入調査）を65社に対して実施し、書面調査については、次の通り実施した。

マンション管理適正化法遵守状況等セルフチェック結果の提出：全会員

重要事項説明書等法定書面の確認：全会員の半数程度（177社）

（コンプライアンス指導委員会）

- 2) フォローアップ制度に基づき、対象社に対して是正措置等報告書の内容確認及び指導を行った。（コンプライアンス指導委員会）
- 3) 支部モニタリング制度に基づき、マンション管理適正化法の遵守状況及びコンプライアンス（内部統制の整備状況）に関する立入調査を3社に対して実施した。
- 4) 書面調査の一部である法定書面の確認における指摘事項を研修素材として、適切な法定書面作成を目的とした研修をeラーニング方式により実施した。（コンプライアンス指導委員会）

② 会員行動綱領の遵守の徹底

会員行動綱領抵触事案に対する調査及び処分に係る審議を厳正に実施し、2件の厳重注意処分、2件の指示処分、4件の委員長指導を行った。

(綱紀委員会)

③ 入会等審査及びコンプライアンス体制整備状況評価の実施

協会入会基準規程及び保証機構入会基準規程に則り、入会申請社及び資格承継申請社のマンション管理適正化法遵守状況、財務状況、コンプライアンス体制整備状況等について審査を実施した。(保証機構執行委員会)

(正会員)

新規入会4社、資格承継1社、退会5社、期末会員数354社

(保証機構会員)

新規入会2社、資格承継0社、退会4社、期末会員数297社

④ 管理費等保証制度の着実な運用

令和4年度管理費等保証委託契約更新に関し、保証機構会員の業務実施状況、財務状況等を調査し、これらの調査結果を基に保証契約更新の可否について審査した。(保証機構執行委員会)

(審査結果)

通常受諾	292社
担保提供による受諾	0社
受諾拒否	0社
更新申込なし	6社

(保証受諾状況／令和5年3月31日現在届出済分)

管理組合数	100,107組合
管理戸数	6,341,958戸
保証基金	1,930百万円
保証受諾額	176,637百万円
保証倍率	91.5倍

⑤ 保証受諾証明システムの改良

管理会社及び管理組合から寄せられた要望に応え、新機能をアップデートした。(保証機構執行委員会)

⑥ 書類の提出方法に電子データの導入を検討

入会、保証委託契約締結等の申込書類について、一部を除いて電子データで提出することを可能にした。(保証機構執行委員会)

3. 建物の高経年に配慮した安全・安心な空間の提供

- ① 国土交通省策定の工事監理ガイドラインと過年度作成した大規模修繕工事の標準的な工程(業務の流れ)を利用し、主な修繕工事においてマンション維持修繕技術者が確認できる項目を把握した。(技術委員会、技術小委員会)
- ② 適正評価制度において一定の評価を受けたマンションに対し、共用部分のリフォームや修繕積立金の運用の際に金融面での優遇が受けられるよう関係機関への働きかけを行うための基礎資料を作成し関係機関に提出、結果「マンション長寿命化促進税制」(固定資産税の特例措置)が実現した。
(管理適正評価運営委員会、技術委員会)
- ③ 建物及び設備の維持保全・耐震化等に関する技術情報、助成・融資制度の周知を継続して行った。また、助成・融資制度の活用状況を把握するためのアンケートを実施した。(管理適正評価運営委員会、技術委員会)
- ④ 管理の現場で求められるテーマを捉えて、以下の内容にて業務品質の維持向上等に資する冊子を発行することと併せて、研修会を通じて普及啓発・利用促進を図った。
 - ・「はじめての管理組合 ITを活用した総会の開催」を発刊。
 - ・適正化法実務Q&A研修会を11月17日(全国会員対象)、12月15日(中国四国支部)に実施。(法制委員会)
 - ・管理組合運営に関わる相談事例の勉強会を12月9日に関西支部で開催。
(苦情解決委員会)
 - ・改正個人情報保護法の施行に伴い、改訂した「マンション管理における個人情報保護法適用の考え方」を発刊。(法制委員会)

4. 居住者の高齢化等に配慮した、快適に長く住み続けていくための専有部サービスの提供

高齢者等が認知症等になっても、住み慣れたマンションで出来るだけ長く住み続けられるためのケーススタディをとりまとめ、会員社に配付した。また、とりまとめたケーススタディに基づき、会員各社に向けた研修会を開催した。
(産業政策委員会、認知症研究会)

5. 防災・減災への取組み、コミュニティ形成の促進

- ① 災害時に加え、感染症など新たなリスクの発生時においてもマンションでの生活の継続性を維持するための備えができるよう、管理会社・管理組合への啓発活動を継続し、そのひとつとして「マンション管理業における新型コロナウイルス等感染症対応ガイドライン」の改訂版を令和5年2月に周知した。（危機管理委員会）
- ② 関係団体との連携により防災、減災に係る国の施策や、地方公共団体の助成制度等の情報収集を継続し、会員及び一般へ提供した。（技術委員会、危機管理委員会）
- ③ 管理組合運営への積極的な取組み（保険制度）の活用（危機管理委員会）
 - 1) 災害対策出動保険の活用についての啓発活動を継続し、令和5年3月始期の保険について加入の案内を行った。
 - 2) 管理組合役員の損害賠償リスクについて啓発活動を行い、リスクに対処するマネジメント保険制度を継続的に案内し、令和4年11月始期、令和5年5月始期（中途加入）の保険について加入の案内を行った。
- ④ 東京都豊島区と連携し、認知症への取組みや防災対応などについて意見交換を行った。認知症の取組みについては、マンション管理部門と高齢者福祉部門も交えて議論を行い、今後の区の施策についても議論を行った。（産業政策委員会、危機管理委員会）
- ⑤ 大阪市において、地域防災に資する以下の取組みを行った。（関西支部）
 - 1) 大阪市北区、長柄・国分寺地区管理組合懇談会との共催で、「防災体験会 in 淀川リバーサイド」を開催した。
 - 2) 大阪市都心6区連携「マンション防災等に関する管理組合アンケート」の実施に関し協力を行った。

6. 管理組合の「マネジメント」サポート機能の強化、IT活用・DX化の推進

- ① IT重説等の法制化やコロナ禍において拡大したITを活用した取組み等について、マンション管理トレンド調査や業務・税制委員へのアンケートにより各社の管理事務に関するデジタル化進捗状況の情報収集・共有を行い、標準管理委託契約書改定の課題を整理した。（業務・税制委員会）

- ② 上記調査結果を踏まえて I T を活用した理事会・総会の実施に関する業務等を標準管理委託契約書に規定すべく、国土交通省に標準管理委託契約書の改定を要望した結果、国土交通省が見直しのための検討会を設置した。当該検討会に委員を派遣するにあたり、小委員会を発足して協会内意見を整理のうえ意見具申した結果、管理組合が I T を活用する場合の負担の在り方やカスタマーハラスメントなど様々な課題への対応等が本文及びコメントに明記される方向となった。(業務・税制委員会、法制委員会)
- ③ 調査・研究等の充実、多様な人材確保のための施策推進
- 1) 管理の現場における課題の抽出及び対応策の検討に資するため、「マンション管理トレンド調査」を実施した。(業務・税制委員会、産業政策委員会)
 - 2) 東京しごと財団における「55歳以上の方のための就職支援講習」修了者および東京都立城南職業能力開発センター「マンション維持管理科」在校生(修了予定者)との面談会開催を会員へ周知、3月末時点において96名の入職につながった。(産業政策委員会)
 - 3) 「マンション管理業における雇用実態調査」にて雇用状況についてのデータ収集、社員や従業員の雇用に関する調査を行い、慢性的な人手不足である状況が継続していることが把握できた。また、カスタマーハラスメントの現状についての実態調査を実施した。(産業政策委員会)
 - 4) 「マンション判例・相談検索システム」(会員専用)の利用状況は、利用会員社数215社(内、新規申込会員社数3社、前年度比94.3%)、アクセス数6,182件(前年度比99.8%)、検索数33,000件(前年度比93.9%)であった。(産業政策委員会)
- ④ 災害時に加え、感染症など新たなリスクの発生時においてもマンションでの生活の継続性を維持するための備えができるよう、管理会社・管理組合への啓発活動を継続し、そのひとつとして「マンション管理業における新型コロナウイルス等感染症対応ガイドライン」の改訂版を令和5年2月に周知した。(危機管理委員会 再掲)
- ⑤ 居住者の利便性向上や管理組合運営の活性化等に資する冊子・ツールとして、「はじめてのマンション管理組合 I T を活用した総会の開催」及び改訂した「マンション管理における個人情報保護法適用の考え方」を発刊。また「マンション管理業における新型コロナウイルス等感染症ガイドライン」を改訂・公表し普及啓発・利用促進を図った。(業務・税制委員会)

- ⑥ 関係団体等との情報交換を踏まえた情報提供として、(一社)日本損害保険協会と協同して地震保険セミナーを開催した。
- 北海道支部10月13日、本部11月17日、中国四国支部12月15日、関西支部12月9日、3月24日(業務・税制委員会)
- ⑦ マンション管理適正化法に定める指定法人として、適切な管理受託業務遂行のため、管理組合等からの苦情解決申出案件の情報整理を行った。マンション管理の現場の環境づくりに資するための業務である苦情解決制度については、今期は7件の申し立てがあったものの審議要件を満たす事案はなかった。(苦情解決委員会)
- ⑧ 協会ホームページの会員向け「マンション判例・相談事例検索システム」に相談事例5事例を追加掲載して周知を行い、会員の現場従事者等の広範な業務知識向上を図った。
- (苦情解決委員会)
- ⑨ マンション管理に関する相談対応について、適切な相談員の配置を行うとともに、電話相談業務を本部に集約した。支部対応による電話相談対応については、本部・支部間で共有を図り、会員の現場従事者等相談者の満足度向上を図った。(苦情解決委員会)
- ⑩ 相談員体制について、令和3年度の電話相談本部集約化に伴い過年度行った毎週水曜日の1名体制を2名体制に戻し(月～金すべて2名体制)、相談件数に応じた体制強化を図った。(苦情解決委員会)

7. マンション管理業の広報宣伝活動の促進、協会機能の強化

- ① マンションの資産価値、居住価値の向上に繋がる管理組合・管理会社をはじめとする各所での様々な取組事例や提案を広く募集・顕彰する「マンション・バリューアップ・アワード2022」を展開し、バリューアップに資する取組事例の更なる蓄積を図るとともに、有識者による審査を経た優良事例を表彰した(応募件数：5部門 計683件)。(広報委員会)
- ② 「マンション・バリューアップ・アワード2022」において各賞を受賞した取組事例を協会ホームページに設けた特設サイトで公開し、適切な維持・管理による建物の資産性の向上に繋がる取組み、管理会社・管理組合相互のマネジメントがもたらす居住性の向上に繋がる取組み等を発信するとともに、各賞受賞者の横顔やその思いを電子ブック『マンションと生きる』に

まとめ、同じく特設サイトで公開した。(広報委員会)

- ③ 業界イベントとして開催した「マンション イノベーション フォーラム 2022」(ミッションⅡ 1. ⑬ に別掲)では、会場参加に限らず、希望者が各所から視聴参加できるよう同イベントの様様をライブ配信したほか、動画共有サービスを利用することにより後日の視聴も可能とした。(広報委員会)
- ④ マンション管理に密接な事業を営む企業へ賛助会員加入の案内を行い、2社の加入を得た。(技術委員会)

8. その他

国土交通省(本省、各地方整備局及び北海道開発局)と各般政策等について随時意見・情報交換等を継続して行った。

ミッションⅡ 「業界従業者の処遇の改善・社会的地位の確立」に向けた施策

1. 労働生産性の向上を意識した管理業務品質の維持向上

- ① 国土交通省策定の工事監理ガイドラインと過年度作成した大規模修繕工事の標準的な工程(業務の流れ)を利用し、主な修繕工事においてマンション維持修繕技術者が確認できる項目を把握した。(技術委員会、技術小委員会 前掲)
また、マンション維持修繕技術者試験に関し、従来の出題範囲に令和4年4月から開始した管理計画認定制度と適正評価制度を設問に加え、後年追加を見込む課題についての情報収集を開始した。さらに東京都の設置するマンション充電設備普及促進に向けた連携協議会にオブザーバー参加し、普及状況についての情報収集を開始した。(技術委員会)
- ② 「業務標準仕様」の整備による業務負担の軽減
 - 1) 「マンション管理業務共通見積書式」の活用実態を把握して今後の方向性についての検討を行うために、マンション管理トレンド調査にて活用状況の調査を実施した。(業務・税制委員会)
 - 2) 管理業務品質の維持向上と業務生産性の向上、現場負担の軽減に資するため「はじめてのマンション管理組合 ITを活用した総会の開催」

及び改訂した「マンション管理における個人情報保護法適用の考え方」を発刊した。また「マンション管理業における新型コロナウイルス等感染症ガイドライン」を改訂し公表した。(業務・税制委員会)

- ③ マンション管理適正化法に定める指定試験機関として、管理業務主任者試験を適正に実施し、受験申込みは、従前の郵送の他にWebでも実施した。
- ④ マンション管理適正化法に定める登録講習機関として、「管理業務主任者資格登録に係る登録実務講習」を適正に実施し、併せてWeb（eラーニングシステム）でも実施した。
- ⑤ マンション管理適正化法に定める登録講習機関として、「管理業務主任者証の交付に係る講習」をWeb（eラーニングシステム）により適正に実施した。
- ⑥ マンション管理適正化法に定める指定法人として、マンション管理業に従事する者に行う研修であるマンション管理アドバンス研修・マンション管理ベーシック研修等を適正に実施し、併せてWeb（eラーニングシステム）でも実施した。(教育研修委員会)
- ⑦ 登録実務講習、ベーシック研修のテキストである「管理業務主任者の知識」の査閲を適時に行い、より実務書に近づけた。(教育研修委員会)
- ⑧ マンション維持修繕技術者試験を適正に実施した。
また、出題範囲を「マンション管理適正評価の理解」まで広げ、従前担っている役割はもとより、後年創設を見込む（仮称）維持修繕評価者にふさわしい資格試験とした。(マンション維持修繕技術者資格認定事業委員会)
- ⑨ 「マンション管理実務体験研修 管理員業務」は、新型コロナの影響で実施を見送った。「マンション管理実務体験研修 エレベーター設備編」は、東京・大阪で年2回開催した。(教育研修委員会)
- ⑩ 情報発信力を高め、各研修会の受講者を増やす施策として、「研修・講習案内 メールマガジン」を更に充実させ、適宜発信した。(教育研修委員会)
- ⑪ 現場を支える多様な人材を確保するため、東京しごと財団等機関と協働し、求職者に対しマンション管理業への入職を推進するための活動（求職者向けの講習会・セミナー等に関わり、面接会等の情報提供）を行った。
(産業政策委員会)（(ミッションI6. ③-2)再掲)
- ⑫ 会員の人材育成に資するため、若手職員を主たる対象としたアジアでのマンション管理海外研修の開催を検討し、コロナ禍以前と同様の闊達な往来がかなう状況に至っていないとの判断により、当年度の同研修の開催を見合わせることにした。(運営委員会)

- ⑬ 次代のマンション管理や業界の課題解決・イノベーションに向けた考察の場とするための業界イベントとして、「すべての人と、マンションを未来へ。」をメインテーマに「マンション イノベーション フォーラム 2022」を開催した。(広報委員会)
- ⑭ 海外のマンション等住宅管理事情を視察・把握し、マンション管理に係る国際的な知見を広めるため海外マンション管理事情視察の催行を検討し、コロナ禍以前と同様の闊達な往来がかなう状況に至っていないとの判断により、当年度の海外視察の催行を見合わせることにした。(運営委員会)

2. IT活用・DX化の推進

- ① IT重説等の法制化やコロナ禍において拡大したITを活用した取組み等について、マンション管理トレンド調査や業務・税制委員へのアンケートにより各社の管理事務に関するデジタル化進捗状況の情報収集・共有を行い、標準管理委託契約書改定の課題を整理した。
(ミッションI 6. ①再掲) (業務・税制委員会)
- ② 上記調査結果を踏まえてITを活用した理事会・総会の実施に関する業務等を標準管理委託契約書に規定すべく、国土交通省に標準管理委託契約書の改定を要望した結果、国土交通省が見直しのための検討会を設置した。当該検討会に委員を派遣するにあたり、小委員会を発足して協会内意見を整理のうえ意見具申した結果、管理組合がITを活用する場合の負担の在り方やカスタマーハラスメントなど様々な課題への対応等が本文及びコメントに明記される方向となった。(ミッションI 6. ②再掲) (業務・税制委員会、法制委員会)
- ③ マンション管理適正化法に定める指定試験機関として、管理業務主任者試験を適正に実施し、受験申込みは、従前の郵送の他にWebでも実施した。
(ミッションII 1. ③再掲)
- ④ マンション管理適正化法に定める登録講習機関として、「管理業務主任者資格登録に係る登録実務講習」を適正に実施し、併せてWeb(eラーニングシステム)でも実施した。(ミッションII 1. ④再掲)
- ⑤ マンション管理適正化法に定める登録講習機関として、「管理業務主任者証の交付に係る講習」をWeb(eラーニングシステム)により適正に実施した。(ミッションII 1. ⑤再掲)

- ⑥ マンション管理適正化法に定める指定法人として、マンション管理業に従事する者に行う研修であるマンション管理アドバンス研修・マンション管理ベーシック研修等を適正に実施し、併せてWeb（eラーニングシステム）でも実施した。（ミッションⅡ 1. ⑥再掲）（教育研修委員会）
- ⑦ 保証受諾証明システムの改良
管理会社及び管理組合から寄せられた要望に応え、新機能をアップデートした。（ミッションⅠ 2. ⑤再掲）（保証機構執行委員会）
- ⑧ 書類の提出方法に電子データの導入を検討
入会、保証委託契約締結等の申込書類について、一部を除いて電子データで提出することを可能にした。（ミッションⅠ 2. ⑥再掲）（保証機構執行委員会）
- ⑨ 会員会社におけるDXに関する取組状況について、委員各社16社より継続して聞き取り調査を行った。（産業政策委員会）

3. 法制度・税制度等への対応

- ① 建物・設備の老朽化や居住者の高齢化等による管理組合の機能不全や財政悪化、及び業界の人手不足による管理会社の経営悪化等の業界が抱える課題について、マンション管理トレンド調査等の調査によりデータ収集を行い、対応のための議論の材料とした。
検討に際しては、過年度より蓄積する同データ及び適正評価制度によって収集する登録情報等を含めた総合的な分析を進める計画としたが、分析に着手できるサンプル数に満たず関係機関とも協議し次年度に進めることとした。
（管理適正評価運営委員会、業務・税制委員会）
- ② マンション管理に関連する周辺法令の動向について、以下の内容にて業務品質の維持向上等に資する冊子を発行し、研修会を通じて普及啓発・利用促進を図った。
- ・「はじめてのマンション管理組合 ITを活用した総会の開催」を発刊。
 - ・適正化法実務Q&A研修会を11月17日（全国会員対象）、12月15日（中国四国支部）に実施。（法制委員会）
 - ・管理組合運営に関わる相談事例の勉強会を12月9日に関西支部で開催。（苦情解決委員会）
 - ・改正個人情報保護法の施行に伴い改訂した「マンション管理における個人情報保護法適用の考え方」を発刊。（法制委員会）

- ③ マンション管理の質が高度化する中で、区分所有法やマンション管理適正化法等、マンション管理に関する各種法令に関して会員意見を聴取し、国土交通省が設置した「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」に委員として参画し、いわゆる第三者管理方式など各般の事項について管理業界として意見具申した。(業務・税制委員会)
- ④ 令和3年度に増補改定した「マンションの管理の適正化の推進に関する法律実務Q&A」について、会員等に対する研修会(本部ウェビナー研修：11月17日、中国四国支部：12月15日)を通じて適正化法への理解促進を図った。(業務・税制委員会)